

12/19 新規業務3カ月停止

新日本監査課徴金20億円

東芝問題

東芝の会計不祥事を巡り金融庁は18日、会計監査を担当した新日本監査法人に対し、行政処分として新規営業などの業務停止を命じる方向で最終調整に入った。期間は3カ月。合わせて監査法人として初となる20億円の課徴金を科す方針。新日本監査法人の英(はなぶさ)公一理事長(57)は責任を取って辞任する見通しだ。

理事長辞任へ

東芝が水増しした利益を通じ長年不祥事を見抜いた総額2248億円に上り、歴代3社長が辞任する不祥事に発展した。金融課徴金に業務改善命令を融行は新日本が会計監査加えた重い処分を下す。

監査法人への課徴金処分はカネボウの粉飾決算を受け、2008年の改正公認会計士法で導入されたが今まで実際に科せられた監査法人はない。新日本の監査体制について金融庁とともに検査した公認会計士・監査審査会は「多数の異常値を把握していたのに、実証手続を怠っていた」と(幹部と指摘している。新日本は上場企業約1000社の監査を担う国内最大手。東芝問題の発覚後、監査の質への信頼が揺らいでいる。トップ辞任によって経営責任を明確にすることで、顧客をつなぎ留める狙いもあるとみられる。

主な監査法人への行政処分

	監査法人	処分	理由
2006年	旧中央青山	業務停止命令	カネボウの粉飾決算を 防げず
12	あずさ、新日本	業務改善命令	オリンパスの監査引き 継ぎに問題
15	新日本	業務改善命令、課徴金、 新規業務停止命令	東芝の監査体制に不備

え、今回の不祥事を踏まえ、新日本は新しい業務

の受注よりも監査の正確さを重視する人事制度や、理事長直轄で監査の質をチェックする部署を作り、全面的な業務見直しに動いている。トップ辞任は業務見直しにメドを付けた段階で、後任選びは今後詰める。

英氏は14年7月、企業の社長に相当する理事長職に就いた。

東芝問題を巡っては証券取引等監視委員会が過去最大となる73億円の課徴金処分を決定。監査を担当した新日本への行政処分が決まることで東芝の会計不祥事は一つの節目を迎える。監視委が検察と協議したうえで、旧経営陣の刑事告発に踏み切るかが焦点となる。